

## 平成26年度 事業計画

高齢者1人を支える現役世代(15~64歳)の割合は、2010年においてすでに現役世代1人に対して3人を下回る2.8人となっており、2025年で1対2、2055年においては1対1.3と、ほぼ1人の現役世代で高齢者1人を支えなければならない社会の到来が予見されています。

そのため、将来にわたって活力ある社会を維持するためには、従来の高齢者は支えが必要な人というイメージを払拭し、元気な高齢者が年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働き、社会を支える「生涯現役社会」の実現を目指していかなければなりません。

当然、シルバー人材センターにおいても、会員が主体となった自主的、自立的な活動を基盤としながら、元気な高齢者の社会的活躍の場としての就業機会の創出・拡大を目指すとともに、1人でも多くの高齢者にセンター事業への参加を働きかけながら、活力ある高齢社会の実現に向けてセンター事業を発展させなければなりません。

今年度は、就業機会拡大の強化を取り組むべき重点課題と定め、会員の自主的なPR活動や高齢者地域就業促進員等による積極的な受注開拓活動を実施するとともに、会員自ら企画し運営する新規事業「観光ガイド事業」をスタートいたします。

さらに、行政からの補助事業である「特別支援教育事業」と「中心市街地活性化事業」が今年度で終了することから、なるべく多くの会員が就業できる新規事業を平成27年度実施に向けて検討してまいります。

また、昨年、65歳までの継続雇用の義務化の影響等により、64歳以下の入会会員が激減し、大幅に会員数が減少したことを省みて、65歳以上に到達している団塊世代を中心とした会員勧誘活動を推進してまいります。

### [基本方針]

- (1) 会員による自立的運営体制の強化
- (2) 多様な就業機会の拡大
- (3) 会員増強活動
- (4) 就業の質の向上
- (5) 普及啓発活動の展開
- (6) 未就業対策の推進
- (7) 安全・適正就業の徹底
- (8) 介護保険事業の拡充

## 事業実施計画

### (1) 会員による自立的運営体制の推進

シルバー人材センター事業は、地域の高齢者が会員としてセンターに参画し、相互に協力し、助け合いながら組織を維持し、自らの創意工夫によって就業機会を獲得することを目的とした活動を展開する運動体です。

そのために、「自主・自立、共働・共助」に基づくシルバー人材センターの事業理念の浸透を促進するとともに、組織運営の中核となる地区組織、職群班組織の活性化を推進して、会員が主体となる組織運営を図ってまいります。

さらに、会員に必要な情報の伝達を強化し、会員の意見・要望がセンター事業に反映できるように努めてまいります。

#### ①地区組織の強化

- ・ブロック長・地区長・班長相互の認識・問題点の共有化
- ・各地区班の会員相互の交流の強化
- ・班長等による地区内会員の掌握
- ・ブロック・地区単位で取組む事業の実施
- ・地区組織での就業拡大・会員拡大活動の取組み

#### ②職群班活動の拡充

- ・職群班による自立的就業活動の強化
- ・職群班リーダーの育成
- ・職群班内での後継者育成
- ・新規職群班の編成
- ・新規職群班就業希望会員面談会の実施

#### ③理事会、各種委員会の活性化

#### ④入会説明会、会員研修会等でのセンター理念の浸透

#### ⑤会員に対する情報提供、意見聴取の強化

### (2) 多様な就業機会の拡大

センター事業の最も重要な目的は、就業機会の創造であることを鑑み、事務局に配置される高齢者地域就業促進員の就業開拓活動や会員が主体となったPR活動の推進により、就業発注の拡大に努めてまいります。

今年度は、新たな就業分野へ進出するために会員が主体となった活動に基づく「観光ガイド事業」をスタートさせるとともに、来年度からの新たな取り組みとして事業開始を目指す行政からの補助事業である「地域ニーズ対応事業」の検討を実施してまいります。

また、派遣ができる期間の制限が無くなる可能性が高まっている労働者派遣事

業の拡大や、より高齢化した会員に対する就業機会の確保を目指してまいります。

さらに、超高齢社会が今後ますます進展することが予測されることから、生活支援等の社会貢献型就業活動の拡充に努めてまいります。

- ①会員の知識・経験を活かす新たな就業分野(受託事業、独自事業)の検討
- ②地域社会のニーズに基づく就業機会の開発
- ③高齢会員に対する就業機会の確保
- ④役職員、業務推進委員、高齢者地域就業求人開拓員等による受注開拓活動
- ⑤就業活動時におけるチラシ配布などの会員による開拓活動
- ⑥ホームページ、マスメディアの活用
- ⑦効果的な開拓活動の検討
- ⑧地域ニーズ対応事業(旧企画提案方式事業)の実施
  - ・特別支援教育推進事業
  - ・中心市街地活性化事業
- ⑨補助事業である企画提案方式事業としての取扱が終了した事業の継続実施
- ⑩企画提案方式事業に変わる地域ニーズ対応事業及び会員の提案による新たな独自事業の検討・実施
- ⑪行政に対する高齢者の就業機会の提供拡大に関する要請
- ⑫シルバー派遣事業の拡大
- ⑬子育て支援事業、生活援助サービス事業の拡充
- ⑭就業以外の社会参加・地域貢献事業の促進
- ⑮法律改正による有料職業紹介事業の実施

### (3) 会員増強活動

高齢化社会の進展に向けて、元気な高齢者が働くことで社会を支える世の中の実現を目指すため、1人でも多くの高齢者にセンター事業への参加を促すことが重要です。

雇用によらない、高齢者が働きやすい多様な就業機会を提供するシルバー人材センターの事業内容を会員の組織活動等によって、様々な機会をとらえて広く市民に周知し、積極的な会員入会促進活動を展開してまいります。

また、超高齢社会の到来や女性の社会進出によって需要の拡大が見込まれる、介護・生活支援事業及び子育て支援事業の強化や、新たな就業分野への進出のため、女性会員や技能・知識を有する会員の増強を目指してまいります。

さらに、植木剪定や除草作業等の就業会員が不足している分野に対応するための会員勧誘活動も推進してまいります。

- ①定期的な入会説明会の開催

- ②地区組織活動を中心とした会員による入会促進活動
- ③技能・知識を有する高齢者や女性の入会促進
- ④ホームページ、マスメディアの活用
- ⑤関係機関等への入会案内チラシの設置
- ⑥効果的な広報、入会説明会の検討

#### (4) 就業の質の向上

就業機会拡大を目指すには、就業の質を向上させ、発注者に喜んでもらえる就業が求められることから、常に発注者が求めるサービスを意識し、自己研鑽を積み重ねていかなければなりません。

また、喜んでもらえることは、仕事をする会員自身の「生きがい」にも繋がっていくと考えられます。

就業態度等に対するクレームが発生しないためのマナー研修及びレベルアップや新たなチャレンジのための技能講習を実施し、就業の質の向上を目指してまいります。

また、センターの理念である「共働、共助」の精神に基づき、会員同士による技能・技術の研鑽を推進してまいります。

- ①各種技能講習、マナー研修の開催
- ②就業における事前見積、打合せ、迅速な連絡の推進
- ③発注者の意向、要望の就業への反映
- ④会員就業規約の遵守徹底
- ⑤職群班内での技能の習得及び向上の推進

#### (5) 普及啓発活動の展開

地域社会全般に対してシルバー人材センター事業の意義を広く紹介し、事業への理解を深めることで、入会の促進及び就業機会の拡大を図ってまいります。

- ①会報「あじさい」、事務局だより「かわら版」の発行
- ②リーフレットの自治会回覧
- ③機関紙「月刊シルバー」の関係機関への配布
- ④「フェニックスまつり」等のイベントへの参加
- ⑤ボランティア活動の推進
- ⑥普及啓発月間における PR 活動
- ⑦県連合主催の普及促進大会への参加
- ⑧地区別のセンター事業紹介パネル展の実施
- ⑨マスコミへの取材依頼等の広報媒体の活用
- ⑩センターホームページの充実

## **(6) 未就業対策の推進**

会員に対して迅速かつ広範に就業情報を提供するため、ホームページによる就業情報の提供を今年度中に実施してまいります。

また、高齢者地域就業促進員を配置し、未就業会員の意向、状況の把握に努め、就業相談、提供に関する機能の強化を図ります。

- ①未就業会員面談会
- ②就業相談の拡大
- ③テレホンサービス、かわら版による就業情報提供の促進
- ④ホームページによる就業情報提供の実施
- ⑤地区組織活動による未就業会員の減少化
- ⑥仕事の需要に応じた希望職種転換の奨励
- ⑦高齢者地域就業求人開拓員による就業提供活動の強化
- ⑧新規職群班就業希望会員面談会の実施

## **(7) 安全・適正就業の徹底**

安全就業への取組みは、センター事業運営における最重要課題と位置付け、安全講習会等によって会員の安全意識の向上を図り、安全委員会を中心に、多岐にわたる事故防止対策を講じてまいります。

また、適正就業を推進するため、分かち合い就業に基づく公正な就業機会の提供に心掛け、センターが求められる臨時的かつ短期的で雇用によらない請負・委任による就業形態の厳正化に努めてまいります。

- ①剪定、草刈業務における会員相互の安全チェック体制の推進
- ②受注時における危険業務の排除
- ③安全ニュースの発行
- ④安全委員等による巡回パトロールの実施
- ⑤安全委員会による事故の分析の強化
- ⑥安全講習会の開催
- ⑦運転適性検査の実施
- ⑧会員安全就業基準の浸透
- ⑨就業交代制、ローテーション就業等による分かち合い就業の推進
- ⑩請負・委任に相応しい就業形態への是正

## **(8) 介護保険事業の拡充**

介護保険事業は、事業開始以来、順調に発展してまいりましたが、今後も質量ともに充実化を図り、事業の発展に努めてまいります。

また、要支援者の介護保険制度からの切り離しが取りざたされている中、そ

の対応も検討してまいります。

- ①広報活動、説明会による人材の確保の推進
- ②新規利用者の開拓活動を実施
- ③利用者と就業会員との連絡調整の強化
- ④講習会の開催
  - ・登録時研修……………登録後2ヶ月以内
  - ・就業会員個別研修……………随時
  - ・就業会員全体研修……………年2回
  - ・フォローアップ研修……………年4回
  - ・その他関係機関開催研修会への参加……………随時
- ⑤関係機関との連携強化
- ⑥訪問介護事業(介護タクシー事業)、通所介護事業、小規模多機能居宅介護事業の拡充
- ⑦予防訪問介護事業、予防通所介護事業の拡充
- ⑧小規模多機能居宅介護「ひだまりの家月見」運営推進会議の実施
- ⑨介護保険事業所の組織体制の見直し